

令和6年（行ウ）第62号 行政文書不開示処分取消等請求事件（第1事件）

第1事件原告 相原健吾 外165名

第1事件被告 国（処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補、  
内閣府大臣官房長、内閣府日本学術会議事務局長）

令和6年（行ウ）第63号 保有個人情報不開示処分取消等請求事件（第2事件）

第2事件原告 芦名定道 外5名

第2事件被告 国（処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣官房副長官補、内閣情  
報官、内閣府大臣官房長）

## 準 備 書 面（3）

### 一本件任命拒否とその意思決定過程の重大性一

2025年2月25日

東京地方裁判所民事第38部B2係 御中

第1事件及び第2事件原告ら訴訟代理人

弁護士 福 田 護

弁護士 三 宅 弘

弁護士 米 倉 洋 子

外8名

## 目次

|                                 |      |
|---------------------------------|------|
| はじめに                            | 3 頁  |
| 第 1 学術会議法の規定とその解釈               | 5 頁  |
| 1 学術会議法の規定                      | 5 頁  |
| 2 学術会議法の解釈                      | 6 頁  |
| 第 2 本件任命拒否の不合理性と違法性             | 12 頁 |
| 1 本件任命拒否とその政府による説明              | 12 頁 |
| 2 政府の説明の不合理性と破綻                 | 15 頁 |
| 3 本件任命拒否の違法性                    | 19 頁 |
| 第 3 本件任命拒否の違憲性                  |      |
| －学術会議の人事の自律性は憲法 23 条によって保障されること |      |
| . . . . .                       | 22 頁 |
| 1 会員人事の自律性と政治介入の禁止              | 22 頁 |
| 2 憲法 23 条の学問の自由とその解釈            | 23 頁 |
| 3 学問の自由の学術会議への適用                | 26 頁 |
| 4 本件任命拒否の違憲性                    | 29 頁 |

本書面では、本件任命拒否が、科学というものの本質的要請に反し、日本学術会議法に違反する違法なものであるとともに、憲法23条が保障する学問の自由をも侵害する重大なものであることを指摘し、その任命拒否に関する行政文書の公開の必要不可欠性を明らかにする。

はじめに

## 1 突然の学術会議会員任命拒否とその理由の説明の拒否

2020年10月1日の日本学術会議会員候補者6名の菅義偉内閣総理大臣による任命拒否は、過去に例のない初めてのことであり、日本の科学者の代表機関である日本学術会議（以下「学術会議」ともいう。）から特定の学者を政府が排除し、政治が学術に介入するという極めて深刻なものとして、学術界を根底から震撼させた。

この問題は、当時開会中の臨時国会においても連日のように取り上げられ、この任命拒否の問題性、その根拠、任命拒否に至る経緯、当該6名の任命拒否の理由等が追及されたが、本書面で述べるように、その意思決定及びこれに至る過程を合理的に跡付け、検証するに足る説明や資料の提出はなされなかった。とりわけ、なぜこの6名が任命拒否の対象とされたのかの個別的な理由については、「人事にかかわること」として、一切の説明が拒否され続けた。

本件情報公開請求及び個人情報開示請求は、このような学術会議会員候補者の任命拒否という、内閣総理大臣の重大な意思決定の経緯・過程と理由・根拠を示す行政文書の提出を求めるものである。

## 2 本件任命拒否の重大性と情報公開の必要不可欠性

本件任命拒否は、まず、「わが国の科学者の内外に対する代表機関」、いわゆるナショナル・アカデミーである日本学術会議の会員の任命という、それ自体極めて重要な、国家的な人事に関わる問題である。

しかもそれは、日本学術会議法（以下「学術会議法」ともいう。）によって保

障された学術会議の政府からの独立性と人事の自律性の基本に関わる問題であり、真理の探究を旨とする学術の世界に政治の論理が介入するという、政治と科学との関係の本質を問う問題である。政治権力によって科学が抑圧され、歪められることがあってはならず、真理の探究は保障されなければならない。科学の政治権力からの独立と自律は、科学が具有する普遍的、本質的要請であり、それはまさに学問の自由の保障の問題である。

それゆえ、学術会議の会員の選定方法が、それまでの公選制から任命制に改定された1983年（昭和58年）の日本学術会議法改正法案の国会審議に際しては、内閣総理大臣による任命というのは、あくまでも形式的なものであり、学術会議が推薦したとおりに任命するのであり、推薦された者は拒否しない、だから学問の自由独立は保障されているという政府答弁が繰り返され、その後も、この政府の法解釈どおりの任命が40年近く繰り返されてきた。だからそれは、確定的な政府の公権解釈であった。本件任命拒否は、この政府の確立した解釈を覆して、敢えて敢行されたものであった。

したがって、本件任命拒否は、本書面で述べるように、学術会議の独立性・自律性とその確保のための仕組みを定めた日本学術会議法の関連規定に違反するものであるとともに、憲法23条の学問の自由をも侵害する、極めて重大な政府の行為である。

そしてこのように重要かつ異例な人事については、当然に、「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう」（公文書管理法4条）、当該行政機関が行政文書を作成・保存する義務を有するものである。本件任命拒否というこの重大な意思決定とその過程の合理的な跡付けや検証が、行政文書の公開を通じてなされるかどうかは、行政の適正な運営と国民に対する説明義務の履行として、この国の民主主義の根幹に関わる問題でもある。

本書面では、以下、日本を代表する科学者の機関である日本学術会議という舞

台においてなされた、科学の本質的な要請である独立性と自律性を侵害する本件任命拒否という行為の違法性及び違憲性を明確にすることにより、本件情報公開及び個人情報開示の必要不可欠性を明らかにすることとする。

## 第1 学術会議法の規定とその解釈

本件任命拒否は、学術会議の独立性と自律性の確保の要請から、その会員の内閣総理大臣による任命は学術会議の推薦のとおり任命する形式的なものにとどまるという、それまでに確立していた従来の政府の法解釈を敢えて変更して行われたものであった。そのことの前提として、まず、学術会議法の内容とこれについての従来の政府の解釈について、改めて確認しておく。

### 1 学術会議法の規定

学術会議法における学術会議の組織、業務及び会員の選考・任命に関する主な規定は、次のとおりである。

1条2項「日本学術会議は、内閣総理大臣の所轄とする。」

3項「日本学術会議に関する経費は、国庫の負担とする。」

2条「日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする。」

3条「日本学術会議は、独立して左の業務を行う。

一 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。

二 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。」

4条「政府は、左の事項について、日本学術会議に諮問することができる。」

(各号列記略。「特に専門科学者の検討を要する重要施策」ほか4項目)

5条「日本学術会議は、左の事項について、政府に勧告することができる。」

(各号列記略。「科学の振興及び技術の発達に関する方策」ほか6項目)

7条1項「日本学術会議は、二百十人の日本学術会議会員（以下「会員」とい

う。)をもって、これを組織する。」

2項「会員は、第十七条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。」

3項「会員の任期は、六年とし、三年ごとに、その半数を任命する。」

(4項～8項略)

17条「日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。」

25条「内閣総理大臣は、会員から病気その他やむを得ない事由による辞職の申出があったときは、日本学術会議の同意を得て、その辞職を承認することができる。」

26条「内閣総理大臣は、会員に会員として不適当な行為があるときは、日本学術会議の申出に基づき、当該会員を退職させることができる。」

## 2 学術会議法の解釈

### (1) 法の規定の趣旨

上記のような学術会議法の諸規定は、まず、その規定自体からして、以下に述べるとおり、学術会議の政府に対する独立性を前提とし、それを確保するため、会員の人事について、会員たるべき者を「優れた研究又は業績がある科学者」と規定してその選考の実質的判断権を学術会議に委ね、内閣総理大臣の任命権は裁量の余地のない形式的なものとして位置づけているものと解釈される。

ア 学術会議は、日本の科学者の「内外に対する代表機関」として、「独立して」その業務を行うとされる。これは当然に、政府に対する独立性を含み、それを眼目とする。その憲法上の意義は、後述するとおりである。

イ 学術会議は、政府からの諮問を受けてこれに答申するとともに、自らの発意で政府に対する勧告を行うという、双方向の活動を行う権限と責務を

有しており、これはまた相互の独立性をも示している。

ウ 学術会議は「内閣総理大臣の所轄とする」と定められているが、「所轄」という用語は、当該行政機関が独立性が強く、所轄大臣の指揮監督権は働かない関係を示す。

すなわち、上級の行政機関と下級の行政機関との関係において、「管理」は上級機関の指揮監督権があたかも内部部局に対するのと大差不い場合を表し、「監督」は監督権のみがあって逐一の指揮権はないことを示すのに対し、「所轄」は、「上級機関と下級機関との関係が最もよそよそしいもので、委員の任免権、報告聴取権等を除いてはほとんど指揮監督権は働かず、ただ行政機構図を画いてみれば、その機関は、その府省庁の中に入ることになるという程度 of 関係をあらわすのに用いられる。」とされ、人事院（国家公務員法3条1項）、公正取引委員会（独占禁止法27条2項）などの例が挙げられる（林修三『法令用語の常識』19～20頁）。

もともと「所轄」という用語は、行政機関の上下関係を表すものではなく、私立学校や宗教法人の「所轄庁」が文部科学大臣等（私立学校法4条、宗教法人法5条）であるように、管轄の所在を示すものにすぎない。「所轄」だから指揮監督権があるとか、人事権があるとかいうことにはならない。現に、2004年の学術会議法改正以前は、会員の任命権は内閣総理大臣であったが、所轄は総務大臣であったのであり、人事権と「所轄」とは全く関係がないのである。

エ 推薦に「基づいて」という用語については、「議により」「議を経て」「議に付し」と比較して論じられるが、「議により」は法的拘束力があるとされ、「『議に基づき』は、その語感からいえば、拘束性が相当強いように見え、また、実際上も、相当にそれが強い場合が多いが、この語が用いられているからといって当然に審議機関等の議に法律的に拘束されるということにはならない。」「それぞれの用語の正確な意味の解釈は、個々

の法令の規定の趣旨を考えつつ決するほかはない。」（林・前掲書 24～25頁）、「議により」以外の用語のうち「『議に基づき』は、原則として拘束力は相当強いものとして使われている。」（田島信威『法令用語ハンドブック 三訂版』230頁）などと解説される。

すなわち、「基づいて」任命するという場合、一般的には、例外を許さないわけではないが原則として拘束力は強く、その正確な意味は個々の法令の解釈によるということになるだろう。そして実際、「基づいて」という用語は任命権者に全く裁量の余地のない場合にも用いられており、例えば、「天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。」「天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。」（憲法6条）などの例がある。そして学術会議法7条2項の場合、その具体的解釈として、後述のように、内閣総理大臣の任命権は形式的なもので実質的判断権はないとの解釈が定着してきていたのである。

オ さらに、学術会議法も、会員たるべき者の適格性の実質的判断権を学術会議に委ねていると解される。すなわち、学術会議法17条の条文上、学術会議は「優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考」とされているが、その研究・業績の評価は科学的専門的評価として学術会議の判断に委ねられていると解すべきだからである。

なお、同条は、学術会議は会員候補者を「内閣府令で定めるところにより」内閣総理大臣に推薦するとされているところ、「日本学術会議会員候補者の内閣総理大臣への推薦手続を定める内閣府令」（平成17年内閣府令第93号）は、任命を要する期日の30日前までに、「当該候補者の氏名」を記載した書類を提出することにより行うとして、氏名だけを記載して推薦することとしており、内閣総理大臣にその候補者の適否を判断すべき資料は提供されない。

カ 学術会議法25条及び26条は、学術会議会員の辞職・免職についても、

必ず学術会議の同意又は申出があることを要件としており、内閣総理大臣が独自の判断で辞職を認め又は免職する権限を与えていない。

キ なお、学術会議法7条1項は、会員の定数を210人と法定しており、これに足りない人数を任命することは違法となる。

## (2) 内閣総理大臣の任命権についての従来政府解釈

ア 今回の学術会議会員任命拒否がなされる以前の政府の国会答弁等で示された法解釈も、またその後の実際の適用も、上記のように、内閣総理大臣の任命権は形式的なものにすぎず、実質的な判断権は学術会議にあり、内閣総理大臣は学術会議の推薦どおりに会員を任命するのであり、推薦された候補者の任命を拒否することはない、というものであった。

すなわち、学術会議の会員選任方式は、発足以降登録した科学者による公選制が採られていたが、1983年に学術会議の推薦に基づいて内閣総理大臣が任命するという任命制へと制度改正がなされた。従来政府解釈は、主に、その法改正に際して、国会における政府答弁等によって明示されたものである。また、学術会議が内閣総理大臣に推薦する候補者の事前の選考方法について、1983年に採用された「学協会推薦制」（登録された科学者団体（学協会）を基礎とする研究連絡委員会（研連）ごとの推薦に基づいて会員候補者名簿を作成する方式）から、2004年に導入された「コ・オペレーション方式」（現会員が次に任命されるべき会員候補者を推薦する自己選考方式）に変更された同年の法改正に際しても、上記政府解釈が変更されることはなかった。

イ 1983年法改正に際してなされた政府の国会答弁のうち、内閣総理大臣の任命権の性格に関する特徴的なものを挙げれば、次のとおりである。

- ① 「これは全く形式的任命である」「二百十名出てくれば、これはそのまま総理大臣が任命するということ」（1983年5月10日参議院文教委員会手塚康夫政府委員答弁・会議録7頁（以下「参・文教委手塚康

夫政府委員 7 頁」の要領で略記する。))

- ② 「二百十人の会員が研連から推薦されてまいりまして、それをそのとおり内閣総理大臣が形式的な発令行為を行うというふうにこの条文を私どもは解釈しておるところでございます。この点につきましては、内閣法制局におきます法律案の審査のときにおきましても十分その点は詰めたとおるところでございます」 (同日同委高岡完治説明員 1 5 頁)
- ③ 「政府が行うのは形式的任命にすぎません。したがって、実態は各学会なり学術集団が推薦権を握っているようなもので、政府の行為は形式的行為であるとお考えくだされば、学問の自由独立というものはあくまで保障されるものと考えております。」 (同日同委中曾根康弘内閣総理大臣 3 4 頁)
- ④ 「内閣総理大臣による会員の任命行為というものはあくまでも形式的なものでございまして、会員の任命にあたりましては、学協会等における自主的な選出結果を十分尊重し、推薦された者をそのまま会員として任命するということにしております。」 (同年 1 1 月 2 4 日同委丹羽兵助総理府総務長官 1 2 頁)
- ⑤ 「ただ形だけの推薦制であって、学会の方から推薦をしていただいた者は拒否はしない、そのとおりの形だけの任命をしていく、こういうこととでございます」 (同日同委同総務長官 2 3 頁)

ウ また、1983 年法改正に際して学術会議事務局が作成した「第 100 回国会における日本学術会議法改正法案関係想定問答集」には、「内閣総理大臣による任命は、実質的任命であるのか」という問に対する答として、「内閣総理大臣は、法律上、研究連絡委員会を同じくする登録学協会から指名された推薦人の推薦に基づいて会員を任命することとなっており、この任命は、形式的任命である」との見解が記載されている (問 4 7。2020 年 1 1 月 1 1 日衆・内閣委福井仁史学術会議事務局長 9 頁参照)。

同様に、同時期に総理府が作成した「日本学術会議法の一部を改正する法律案想定問答集」にも、「総理の任命制は学術会議の独立性をそこなうこととならないか」との問に対する答として、「学術会議会員の選出方法を選挙制から推薦制に改めることに伴い、推薦された者を会員とするために内閣総理大臣の任命行為が必要となるわけであるが、この任命は、科学者による自主的な選出結果を尊重し、推薦された者をそのまま会員として任命する形式的なものであって、国が学術会議の独立性を侵すようなものでは、決してない」と記載されている（問10。同上会議録参照）。

エ さらに、上記2004年の法改正に際しても、学術会議の会員推薦と内閣総理大臣の任命権限との関係は国会審議の対象とされなかったが、当時学術会議を所轄していた総務省が作成していた同年1月26日付け「日本学術会議法の一部を改正する法律案（説明資料）」（29頁）において、「日本学術会議が、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから、会員の候補者を決定し、内閣総理大臣に推薦し、内閣総理大臣が、その推薦に基づき、会員を任命することになる。この際、日本学術会議から推薦された会員の候補者につき、内閣総理大臣が任命を拒否することは想定されていない。」と記載されていたことも明らかになっている（同上会議録参照）。

すなわち、1983年法改正に際しての政府答弁の趣旨が、ここでも再確認されている。のみならず、上記イの⑤の丹羽兵助総理府総務長官答弁と同様、内閣総理大臣が「任命を拒否することはない（想定されない）」と明言されていることは、留意されるべきである。

オ また、「所轄」という用語の一般的意味については前述したが、1983年法改正時の上記学術会議事務局作成の想定問答集は、学術会議法1条2項の「内閣総理大臣の所轄」の規定の意義について、前述の一般的用例に則して、次のように記述している（問15）。

「日本学術会議は、独立して職務を行う（日本学術会議法第3条）独立性の強い機関であり、総理府の所管大臣としての内閣総理大臣との関係は、所轄という用語で示されているように、所轄大臣との関係は薄いものとされ、いわゆる行政機構の配分図としては、一応内閣総理大臣の下に属することを示していると考えられる。

したがって、特に法律に規定するものを除き、内閣総理大臣は、日本学術会議の職務に対し指揮監督権を持っていないと考える。

指揮監督権の具体的な内容としては、予算、事務局職員の人事及び庁舎管理、会員・委員の海外派遣命令等である。」

ここで、特に法律に規定するもの以外の内閣総理大臣の指揮監督権はないとし、「事務局職員の人事」は挙げられても、学術会議会員の人事にはその指揮監督権は及ばないとされていることが明らかである。

そして実際、この法改正時の政府答弁においても、内閣総理大臣の「所轄」の下に置かれている学術会議について、「その経費は国庫により負担されておりながら、しかも政府の指揮監督というようなものは受けることなく独立してその職務を行うこととされております」と明言されている（1983年5月12日参・文教委丹羽総理府総務長官2頁）。

## 第2 本件任命拒否の不合理性と違法性

### 1 本件任命拒否とその政府による説明

- (1) 2020年10月1日、菅義偉内閣総理大臣（当時）は、学術会議が第25期・第26期の会員候補者として推薦した105名の科学者のうち6名を除外して、99名を任命した。学術会議会員は、210名のうち半数が3年ごとに改選されるどころ、1983年学術会議法改正により任命制に移行してから、学術会議が推薦した会員候補者の任命が初めて拒否されたのであった。ただし近年、本件任命拒否以前にも、政府から会員の補欠人事に異論が

出されて補充ができなかったり、「事前調整」が求められたりすることがあった。

- (2) 会員候補者6名を除外した経緯について、菅総理大臣は国会において、同年9月16日総理大臣に就任後、加藤勝信官房長官、杉田和博官房副長官に学術会議についての自分の懸念を伝え、その後杉田副長官から相談があって、決裁前に99名にするという報告があり、99名を任命する旨を自分が判断し、同副長官を通じて内閣府に伝え、同月24日に内閣府がその決裁文書を起案し、同月28日に自分が決裁したと説明している（同年11月4日衆・予算委29～30頁、同月5日参・予算委4頁）。

なお、菅総理大臣は任命を拒否した6名のうち加藤陽子教授以外は名前も承知していなかったと述べ、さらに、報告を受けていたとして後に否定するが、学術会議から推薦された105名の名簿は見えていないとも述べていた（同年11月2日衆・予算委29・30頁、同月4日衆・予算委30頁、同月5日参・予算委4頁）。

- (3) 本件任命拒否の理由について、菅総理大臣は、概要、次のように述べている（同年11月2日衆・予算委19・30頁）。

すなわち、自分は官房長官の時から学術会議のあり方や選考方法について様々な懸念を持っていた、学術会議は政府の機関であり、年間予算として約10億円を支出している、会員は公務員であり、国民に理解される存在でなければならない、そういう中で専門分野の枠にとらわれない広い分野でバランスのとれた総合的・俯瞰的な活動を行うべきである、かねてから多様な会員を選出すべきだと言われながら現状は出身や大学に大きな偏りがある、民間人・産業界の会員や若手の会員がわずかである、研究者は全国で90万人いるといわれる中で現在の会員選考は現会員や連携会員とつながりを持たなければ会員になれないような仕組みになっており、閉鎖的で既得権のようなものになっている、それらのことから学術会議から推薦された候補者をその

まま任命するという前例を踏襲するのはやめるべきだと判断した、というものである。

なお、なぜこの6名の任命を拒否したのかの個別の理由については、「人事にかかわること」として、政府の国会答弁でも説明が拒否され続けた。

(4) 政府による公務員の任命という点からの一般的説明としては、憲法15条の国民の公務員選定権との関係で、近藤正春内閣法制局長官から、概ね次のような説明がなされている。

すなわち、公務員の任命に関する個々の規定との関係での基本的な考え方として、憲法15条1項に規定する公務員の選定が国民固有の権利であるという国民主権の原理との関係で、任命権者はその任命について国民に対して責任を負わなければならないということ、そして申出・推薦等に基づいて任命するという規定に基づく場合においても、国民に対して責任を負えない場合には拒否することができるという一般的な命題については、基本的には政府として一貫している。なお、任命を拒否するというのは消極的に拒否するということで、恣意的に政府が自由な裁量を発揮したような形でのものは認められない、という（同年11月2日衆・予算委44頁）。

さらに、2018年11月13日付けで日本学術会議事務局が内閣法制局と協議の上作成したという「日本学術会議法第17条による推薦と内閣総理大臣による会員の任命との関係について」と題する文書（甲56、甲58等。以下「2018年11月文書」という。内容は後述。）が内部文書として作成されていたことが明らかになっており、これには「推薦のとおり任命する義務があるとまでは言えない」等の見解が示されているところ、この文書におけるこのような学術会議法7条2項の解釈も、上記憲法15条1項についての上記任命権に関する国民主権の原理からして、国民に対して責任を負えない場合には任命権者は任命を拒否できるという考え方にのっとったものであると説明している（同月5日参・予算委30頁）。

## 2 政府の説明の不合理性と破綻

### (1) 政府の任命拒否理由の説明の破綻

以上のとおり、本件任命拒否は、杉田官房副長官の実質的判断の下、菅総理大臣がこれを是として決定されたものとみられるが、菅総理大臣を含む政府の理由の説明は全く合理性を欠くものである。

まず、政府の機関として予算を出しており、学会議会員も公務員であるということについては、国としての必要性、すなわち国の政策が科学的判断に裏付けられたものであることが必要不可欠だからこそ、学会議というナショナル・アカデミーを設立し、会員の身分を公務員として予算を投じているのである。学会議の経費が国庫によって負担されていることが、内閣総理大臣の指揮監督権は学会議に及ばず、その独立性が確保されるということと矛盾するものでないことは、1983年法改正時の丹羽総理府総務長官の前記国会答弁でも明らかである。「金も出すから口も出す」という論理は、学会議には当てはまらない。ちなみに、その予算額は極めて貧弱で、実情は学会議の活動は会員・連携会員の善意で支えられているのであり、政府として到底誇れるものではない。

「総合的、俯瞰的」という文言は、政府の総合科学技術会議の2003年2月26日付け提言「日本学会議の在り方について」で用いられたものであるが、そこでいわれている「総合的」とは「人文・社会科学を含めた総合的な視点」であり、「俯瞰的」とは「科学者コミュニティを代表する俯瞰的な視点」である。そして、学会議自身、その提言の直後の2004年に専門別7部制から大きくくりの3部制を採り入れるなど、当時も現在も、これを否定するどころか実践しつつある。逆に、人文社会系の6名を排除した本件任命拒否は、「総合的」活動を阻害するものであることになる。

「多様性」についてみれば、9年前（3期前）と比べて、東京大学及び京都大学在職者は減少し、女性は相当増加し、産業界出身者も増加して、「偏

り」といわれるものは相当程度改善しつつある（2020年10月29日及び同年11月12日日本学術会議記者会見資料）。そして何よりも、本件任命拒否の対象者には、私立大学教授2名、女性1名が含まれており、その任命拒否自体が「多様性」に逆行している。

「閉鎖的な既得権」という非難についても、2020年改選における会員候補者の人選は、会員及び連携会員からの推薦が1300名、協力学術研究団体からの情報提供が1000名で、これらを合わせて選考委員会が選考していることが指摘されており（同年11月4日衆・予算委33頁参照）、非難は当たらない。

なお、菅総理大臣は、学術会議から推薦された105名の名簿は見えていないとも国会で述べたが、そうだとすればこれは任命権者が誰を任命するかを認識していなかったということの意味するから、本件任命（拒否）は法的に存在しなかったことになる。本件任命（拒否）の根幹が疑われる。

そして、政府は、本件任命拒否の対象者6名をなぜ任命しなかったのかという具体的個別的な理由を、全く説明しようとしなない。6名を選んだ基準すら触れようとしなない。この6名は、いわゆる安保法制法案や秘密保護法案、共謀罪法案などに反対し、あるいは沖縄県辺野古崎への米軍基地建設に反対する意見を表明してきており、そのような政府の政策への批判的活動を理由に任命を拒否されたのではないかということが、広く懸念されている。その疑念は深まるばかりである。

## （2）政府の法的説明の破綻

ア 政府は前記のように、学術会議の「推薦に基づいて」会員を任命するという法7条2項の解釈について、先に触れた2018年11月文書を含め、内閣総理大臣に学術会議による「推薦のとおり任命すべき義務がある」とまでは言えない」とし、その解釈は一貫しており、1983年法改正当時の解釈を変更してはいないと主張している。

しかし、1983年の政府答弁は前記のとおり、学術会議の推薦のとおりそのまま任命する形式的任命であり、推薦された者を拒否することはないという極めて明瞭なものである。しかも、これは内閣法制局とも十分協議した解釈であり、それが学問の自由の独立を保障するゆえんであるというのであるから、本件任命拒否に際しての政府による解釈の変更は明らかである。政府は例えば、1983年の法改正時の国会答弁について、「必ず推薦のとおり任命しなければならないということまでは言及されておりません」（2020年10月7日衆・内閣委大塚内閣府大臣官房長9頁）などと答弁しているが、これは、「学会の方から推薦をしていただいた者は拒否しない」という法改正時の前記丹羽総務長官の答弁と直接に矛盾する。2004年法改正時の総務省の前記説明資料が「内閣総理大臣が任命を拒否することは想定されていない」としていた解釈とも衝突する。これを「解釈の変更はしていない」というのは、黒を白と言いくるめるに等しい。

イ また、政府は、今回の解釈の根拠として憲法15条1項を挙げるとともに、2018年11月文書においてはこれに加えて憲法65条及び72条を挙げているが、これら憲法の一般的条項は、学術会議における内閣総理大臣の個別の公務員の任命権を根拠付けるものではない。

ここで2018年11月文書の結論的部分について検討しておくとして、同文書の「3. 日学法第7条第2項に基づく内閣総理大臣の任命権の在り方について」の（1）として、次のように述べている。

「①日本学術会議が内閣総理大臣の所轄の下の国の行政機関であることから、憲法第65条及び第72条の規定の趣旨に照らし、内閣総理大臣は、会員の任命権者として、日本学術会議に人事を通して一定の監督権を行使することができるものであると考えられること

②憲法第15条第1項の規定に明らかにされているところの公務員の終

局的任命権が国民にあるという国民主権の原理からすれば、任命権者たる内閣総理大臣が、会員の任命について国民及び国会に対して責任を負えるものでなければならないこと

からすれば、内閣総理大臣に、日学法第17条による推薦のとおり任命すべき義務があるとまでは言えないと考えられる。」

このうち、①についていえば、憲法65条は「行政権は、内閣に属する」、72条は「内閣総理大臣は、……行政各部を指揮監督する」という一般的包括的条項であり、ここから個別の公務員の任命に関する判断権を導こうとするのは余りにも飛躍が大きい。のみならず、ここでいう「内閣総理大臣」とは内閣の代表者として「閣議にかけて決定した方針に基づいて、行政各部を指揮監督する」（内閣法6条）のであるが、学術会議会員を任命する「内閣総理大臣」は内閣府の長にすぎない。しかも「閣議にかけて決定した方針」は、1983年と2004年の学術会議法改正法案とその国会答弁であって、2018年11月文書ではない。

そして前述のとおり、学術会議を「所轄」する「内閣総理大臣」が学術会議の職務に対する指揮監督権を有さず、会員に対する人事権も持たないことは、本来の「所轄」の用語の意義からしても、1983年法改正時の総理府総務長官の国会答弁や学術会議事務局の想定問答集でも明らかにされていたところであった。2018年11月文書が「所轄」という法律の文言から「人事を通じた監督権」を導き出そうとしているのは、法令用語の基本を逸脱するとともに、内閣法制局の大先達の解説にも背くものであって、内閣法制局が関与して作成した文書に通常あるまじきものである。

また、上記②の憲法15条1項に関していえば、「公務員を選定し及び罷免する国民固有の権利」は、本件において一般的抽象的な権利と責任の問題ではなく、国民の代表である国会が制定した学術会議法の規定に従って会員を任命することが、まさに国民の意思であり、国民の選定罷免権を

実現することにほかならず、それが「会員の任命について国民及び国会に対して責任を負う」ことにほかならない。そして学術会議法の会員任命に関する規定とその解釈は、前記のとおり従来から明らかなのである。したがって、それを逸脱して学術会議会員を任命しないことは、「国民及び国会に対する責任」を果たさず、国民主権の原理に背くことにほかならない。以上のとおり、政府の任命拒否の法的説明も、全く合理性を欠いている。

### 3 本件任命拒否の違法性

#### (1) 本件任命拒否の学術会議法違反

ここで、本件任命拒否の違法性についてまとめておく。

学術会議法の諸規定とその趣旨及び従来からの政府の法解釈は、本意見書第2で前述したとおりである。

本来、科学者集団は科学的真理が判断原理であり、政府に対して政策提言を行う場合も、その判断原理に基づいて政策の是非を判断し、それを通じて社会の福祉に貢献する。国が法律を制定して学術会議のようなナショナル・アカデミーを設立し、政策に関する諮問をしたり勧告その他の意見を徴したりするのは、国の政策が真理に忠実な科学的判断を必要としているからである。そして、そのような科学的判断は、政治権力の恣意からの自由と独立が保障されていなければならない。学術会議法3条が、学術会議は「独立して職務を行う」と規定するのも、そのような本来的要請の表現である。

そして同法1条2項は、「日本学術会議は、内閣総理大臣の所轄とする」と定めるが、「所轄」は当該機関の独立性を意味し、内閣総理大臣の指揮監督権は働かないものと位置づけられている。それは、内閣総理大臣に会員の実質的任命権が及ばないことを裏付ける。

その上で、同法17条が、学術会議会員の候補者は「優れた研究又は業績がある科学者のうちから」学術会議が選考することを定めているのも、その学問的評価をする能力は学術会議の側にあつて内閣総理大臣にはなく、その

人選は学問的評価に基づいて学術会議が自律的に行うべきことを示している  
のであり、この人事の自律性が学術会議の政治からの独立性を担保している。

そして、内閣総理大臣は、学術会議の推薦に「基づいて」会員を任命する  
とされているが（同法7条2項）、もともと「基づいて」という法律用語は、  
特別な理由がない限り原則としてその推薦どおりに任命すべきことを表す  
ものであるところ、ここでは学術会議会員の推薦と任命の上記のような自律  
性と独立性の保障を表していると解釈される。そしてそのためには、内閣総  
理大臣の「任命」はあくまで形式的任命でなければならず、その人事に政治  
が介入してはならないのである。

加えて、内閣総理大臣が会員の辞職を承認し、又は会員に不適當な行為が  
あって退職させる場合も、学術会議の同意や申出が要件とされており（同法  
25条及び26条）、資格の喪失を含めて、法は、会員の人事に関する実質  
的判断を学術会議に委ねている。学術会議の推薦に「基づかない」任命行為  
及び任命拒否行為を、法は想定していないのである。

さらに、本件任命拒否によって学術会議には6名の欠員が生じている。そ  
の欠員は、2023年10月の会員改選を経ても、そのままである。現在学  
術会議は、第1部（人文・社会科学）、第2部（生命科学）、第3部（理学  
・工学）に原則70名ずつが所属しているが、本件任命拒否の6名はいずれ  
も第1部（人文・社会科学）に属する会員候補者であり、第1部は定数70  
名のうち1割近い6名が欠けている状態である。会員数210名は法定事項  
であり（同法7条1項）、本件任命拒否によって、この点でも法律に違反す  
る事態が生じている。

以上のとおり、1983年法改正時以降の内閣総理大臣の任命行為につい  
ての政府解釈は合理的かつ正当なものであり、本件任命拒否とそのため  
の法解釈の変更は、極めて不合理であって、行政の説明責任を蔑ろにし、ひいて  
は民主主義の原理にも背馳するものである。

学術会議の推薦を受けた候補者について内閣総理大臣が任命を拒否することは、そもそも法律上許容されていない。したがって、本件任命拒否は、日本学術会議法の関係規定に違反し、かつその規定の趣旨である、科学の政治からの独立と自律を侵害するものとして、違法である。

## (2) 行政の公正・透明性と政府の説明責任原則への違反

本件任命拒否に関する政府の説明で最も特徴的なことは、内閣総理大臣の任命権は形式的なものであり、学術会議の推薦どおりに任命するのであり、推薦された者を拒否することはないという従来の政府解釈を、「推薦のとおり任命すべき義務があるとまでは言えない」と、明らかに変更していること、及びそれにもかかわらず政府の説明は一貫していると強弁していることである。そして同時に、任命を拒否できるというならその判断基準を明示すべきところ、この点についての政府の説明は前記のとおり全く破綻しており、特に本件任命拒否の対象者6名を任命しなかった具体的個別的な理由を全く説明しようとしないうことである。

行政法上の基本原理として、行政の公正・透明性の原則、説明責任の原則があり、これらは行政作用一般にかかる嚮導的法理とみることができるとされる（塩野宏『行政法Ⅰ（第6版補訂版）』94頁）。公正・透明性の原則は、行政手続法1条1項の目的規定において、「行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。……）の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする。」と規定されている。また、説明責任の原則は、行政機関情報公開法1条の目的規定において、情報公開の目的について「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」として規定されている。

また、「政府のアカウントビリティは、国民主権原理のコロラリーとして

導かれる。すなわち、主権者である国民の信託を受けている政府は、国民に対して、自らの諸活動を説明する責務を負わなければならない、この責務が果たされない場合、主権者は、『情報を与えられた市民(informed citizenry)』とはいえず、真の主権者とはいえなくなる。政府情報の公開こそ、国政に対する国民の的確な理解と批判を可能にし、主権者としての責任ある意思形成を促進するのである」とも説明される（宇賀克也『新・情報公開法の逐条解説（第8版）』33頁）。

そして、公文書管理法1条は、「公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものである」と規定し、同法4条は「当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程」を検証できるようにするため、行政機関の職員に対して行政文書の作成を義務付ける。

本件において、政府は、学術会議会員の任命制導入に際しての1983年法改正以来確立していた政府の法解釈と矛盾・対立する法解釈に基づいて、つまり確立した政府解釈を覆して本件任命拒否をあえて行った。従来の法解釈は、学術会議の独立性と自律性を担保するものとして確認されたものであり、しかもその法解釈は40年近くにわたって履践されて定着してきたものである。このような法解釈を変更するには、それを変更するに足りるだけの合理的でかつ重大な理由が必要である。政府の説明責任はとりわけ重い。

このように、行政の透明性の確保と意思決定過程の説明責任の履践は、国民主権の下での民主主義の基本原則である。本件任命拒否に関する内閣総理大臣及び政府の対応は、この原則に真っ向から反するものである。

### 第3 本件任命拒否の違憲性—学術会議の人事の自律性は憲法23条によって保障されること

#### 1 会員人事の自律性と政治介入の禁止

結論から先に述べれば、学術会議は、科学者集団としての学問共同体であり、それも日本を代表する機関であって、その政治権力からの独立性と自律性は憲法23条の学問の自由の保障の対象であり、もともと本来的に、内閣総理大臣がその会員人事に介入することは憲法上禁止されるものである。したがって、学術会議が「優れた研究又は業績がある科学者」として選考した会員候補者の推薦に基づいて内閣総理大臣が任命するとの法7条2項、17条の規定については、内閣総理大臣は学術会議の推薦どおりに任命すべきものであって、実質的な判断権・任命権があるわけではなく、またあってはならないというのが、憲法23条の要請するところである。

学術会議がいかなる人物を会員とするかという人事は、その活動内容を規定する基本的な要素であり、その政治権力からの自律性の確保が、学術会議の学問の自由を担保するものであって、政治はこれに介入してはならないのである。

## 2 憲法23条の学問の自由とその解釈

(1) 日本国憲法は、思想・良心の自由や表現の自由とは別に、特に23条を設けて学問の自由を保障したが、これは、戦前の滝川事件や天皇機関説事件などに象徴される学問に対する政治権力による侵害事件の歴史を踏まえ、個人の人権としての自由にとどまらず、特に大学における自治の保障を含め、研究活動の自由、研究成果発表の自由、そして教授の自由を保障したものと説かれるのが一般である。

なお、最高裁大法廷昭和38年5月22日判決（刑集17巻4号370頁。ポポロ事件判決）も、「学問の自由は、学問的研究の自由とその研究結果の発表の自由とを含むものであって、同条が学問の自由はこれを保障すると規定したのは、一面において、広く全ての国民に対してそれらの自由を保障するとともに、他面において、大学が学術の中心として深く真理を探究することを本質とすることにかんがみて、特に大学におけるそれらの自由を保障することを趣旨としたものである。」と判示している。

そして、「学問の自由を憲法で条文化している国はドイツ、日本、イタリア、スペイン、ハンガリー、ポーランド、ポルトガル、フィンランド、スイスなどわずかの国々に限られている。ほとんどの国において学問の自由は思想表現の自由の一つとして扱われている。学問の自由を憲法で明文化している国のほとんどが、政治権力によって学問の自由が踏みにじられた苦い歴史を有している。憲法で明文化された学問の自由は、したがって、政治権力による学問への介入を禁じる条文であり、政治権力から学問が独立することを要請する条文なのである。」（佐藤学「日本学術会議における『学問の自由』とその危機」、佐藤学ほか編『学問の自由が危ない』所収、38頁）と説かれる。

(2) 学問の自由が、このように個人の思想・良心の自由や表現の自由とは別に、特に大学の自治との関係で保障されるべきものとされるのは、上記最高裁判決も言及するように、学問が真理の探究を本質とし、真理の探究に政治権力が介入してはならないからである。したがって、学問の自由の保障の対象は、歴史的・伝統的には大学という組織を中心に観念されてきたが、本質的には学問共同体ないし科学者集団（科学者コミュニティ）の学問研究の自律性の保障の問題として捉えられる。

この点、長谷部恭男教授は、次のように説く。すなわち、「学問の自由は、本来の意味における真理を探究するうえで要求される学問の自律性、つまり当該学問分野で受け入れられた手続および方法に基づく真理の探究の自律性を確保すること、とくに政治の世界からの学問への介入・干渉を防ぐことを、その目的とするものと考えられる」（『憲法（第8版）』240頁）。

また、「学術活動は多くの内容に関わる規制があってはじめて成り立つし、社会に貢献し得る成果を産み出すこともできる。学問の自由の意味は、そうした学術活動に対する内在的規制が、当該学術機関とそのメンバー自身（さらには彼らを包括するより広い範囲の研究者集団）の自律的な規制でなけれ

ばならない点に存する（法協・註解上 460—461 頁）。学問の自由の重要な内容として大学の自治が取り上げられる理由もそこにある。」（『注釈日本国憲法(2)』 484 頁。長谷部恭男執筆部分）とも説かれる。

木村草太教授も、上記長谷部『憲法（第 7 版）』を援用しつつ、「こうした学問領域ごとの評価基準や法則を政治権力や社会的圧力から保護するのが、憲法 23 条の趣旨である。そうすると、この憲法 23 条は、公私を問わず学術職や学術機関が自律的に研究や意思決定を行う場合に、国家が政治的に圧力をかけたり、介入したりするのを禁止したものと理解するのが妥当である。」（「学問の自律と憲法」、前掲『学問の自由が危ない』所収、88 頁）

石川健治教授もまた、概要、「憲法 23 条の本領は、専門領域の固有法則、理屈、論理、つまり自律性を保障することにある。専門分野の自律性に対して、政治は介入してはいけないんだというのが中身で、その周りの城壁がたまたま伝統的には大学だった。国立大学の教授陣は公務員である前に、あくまでも学問共同体であり、学問共同体という自治を勝ち取ったその証として憲法に学問の自由が刻まれる、学問共同体であることを憲法上約束するのが学問の自由という条文である。」と述べる（2020 年 10 月 6 日立憲デモクラシーの会主催「学問の自由とは何か？日本学術会議への人事介入に抗議する」における講演録より）。

- (3) 学問の自由についてのこのような理解を敷衍して、小森田秋夫教授は、学問の自由を考える場合に必要な 3 つの視点、すなわち、学問は科学者コミュニティ（学問共同体）によって成り立つこと、その学問の自由は科学者の社会的責任と一体でありそれが「学問の自律」であること、そこにおける批判的精神の不可欠性、という点を具体的に挙げて、次のように論じている（『日本学術会議会員の任命拒否—何が問題か』 94～96 頁）。

「第一に、学問を学問として成り立たせているのは科学者のコミュニティ（学問共同体）である、ということである。学問的営みと言えるためには、

これまでの研究の積み重ねへの敬意、既存の研究に対する批判的態度とみずからに対する批判に開かれた態度にもとづかなければならず、研究成果はそれぞれの学問分野において確立した作法にのっとりまとめられ、公表されたものでなければならない。このような規範を認め合った科学者のコミュニティにおいて絶えず検証されるのが学問であり、このことによって学問の発展が支えられている。」「学問の自由を科学者の個人的問題であるかのようにとらえるのは、不適切な理解である。」

「第二に学問は、その核心である批判の自由が既存の知や秩序と衝突することがあるがゆえに高度の自由の保障を必要とする一方、科学者の社会的責任と切り離すことができない。……科学が社会の中で行なわれていること、とりわけ科学研究の成果がどのように用いられるかについて科学者は目を背けてはならず、責任を持たなければならない。……このように、自由と責任の両面を表すのにふさわしいのは『学問の自律』という概念である。」

「第三に、学問の自由が立脚する事実と論理にもとづく批判の精神は、個々の市民と集合体としての社会が、自らをよりよく理解し、賢明な選択を行うためにも不可欠なものである。政治が学問による批判を軽視し、学問自体が批判的精神を失えば、市民社会においても批判的精神が失われる。……学問の自由をめぐる問題状況は、社会全体にとっての問題でもあると見なければならぬ。」

### 3 学問の自由の学術会議への適用

- (1) 1948年7月10日公布された日本学術会議法の前文は、「日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学会と連携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。」と唱い、第2条において、「日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透さ

せることを目的とする。」と定めて、学術会議の日本における位置づけと使命及び責任を明らかにしている。

同時に、学術会議は1949年1月22日第1回総会において、その発足に当たっての科学者としての決意表明としての声明を発表し、「これまでわが国の科学者がとりきたった態度について強く反省し」、上記の使命を果たすことを誓った。すなわち、戦前・戦中における日本の科学と科学者が国家主義的な目的、戦争目的の科学研究に動員され、科学の独立を維持できなかったことの反省に立って、今後科学者としての責任を果たしていくことを表明したのである。

(2) 広渡清吾教授は、学術会議を「科学者の社会的責任を制度化した組織」と位置づける。学術会議は、科学者の社会的責任に基礎づけられて、日本の科学者コミュニティーの代表機関として、政府と社会に対して科学的助言を行う科学者組織であるとする（「日本学術会議と科学者の社会的責任—法的位置づけ、政治との関係」、岩波ブックレット『日本学術会議の使命』所収、7・9頁）。そして、学術会議の社会的責任と学問の自由との関係を、次のように指摘する（同11～14頁）。

「科学者の社会的責任は、現代社会における学問の自由の保障と表裏一体のものであり、その自由の行使についての責任として位置づけられる。この責任は、科学者が自立的かつ自律的に（独立にかつ自主的に）果たすべきものであり、これを担保するために、科学者集団（科学者コミュニティー＝scientific community）が重要な存在となる。科学者コミュニティーは、科学者の社会的責任を紐帯とする存在として定義できる。」

「科学者コミュニティーは、科学研究が科学研究として認められるに必要なルールを形成し、共有し、点検し、また、科学研究の成果の社会的実装について、科学の立場から検証し、評価し、自省し、方向の修正を図る。科学者コミュニティーの行動規範は、その形成と実効性について科学者個人の主

体的取組みを不可欠のものとする。学問の自由とは、科学者個人と科学者コミュニティの自立的、自律的な行為の責任に裏打ちされ、同時に政治的、社会的権力からの自由を保障されて存立しうる。」

「学術会議は、学問の自由の下で展開する科学研究の成果をもちより、これらを活かして政府と市民社会に科学的助言を行うことをミッションとする。」

(3) 小森田教授も、学術会議の基本的機能を社会に対する科学的助言にあると捉えた上で、学術会議の自律性も学問の自由の保障のもとにあると指摘する(前掲書97～98頁)。すなわち、「学術会議は、研究活動そのものを行なう機関ではない。その基本的機能は、社会に対して科学的助言を行なうことである。しかし、提言等の形をとった科学的助言は、会員が学問の自由を享有しつつそれぞれの専門分野で実績をもつ科学者であることを前提に、そのような実績を活かして会員集団として作りあげるものである。その意味で、大学における共同研究と類似した性格をもつと考えることができる。したがって、研究テーマの設定の自由、研究成果の発表の自由、研究のあり方についての自律は、科学的助言についてもそれぞれに対応する内容をもつことになる。科学的助言をめぐる自律は、人事と運営の自律によって支えられている(……)。このように見れば、大学と同様に、学術会議も又学問の自由によって支えられ、また学問の自由を支えるべき社会制度であって、その自律性は憲法23条による保障のもとにある、と考えることができる」。

(4) 学術会議について、学問の自由における人事の自律の重要性は、長谷部教授も明確に指摘する。すなわち、「学術会議は科学者が集まって科学的根拠に基づいて提言、報告を行い、社会に学問の成果を伝えるという役割を果たしています。だからこそ学者集団の自律性を大事にしなければなりません。学問の自由を守るための核心的なメカニズムが人事ですから、人事の自律性が確保されないと学問の自由は成り立たない。」(長谷部恭男・杉田敦「政

治が学問の世界に介入してきた」、前掲『学問の自由が危ない』所収、56・57頁)

- (5) そして佐藤学教授は、学術会議法と憲法23条の一体性を指摘している。すなわち、「日本学術会議法が憲法第23条『学問の自由は、これを保障する』の制度的実体として制定されたことは明らかである。日本学術会議法と憲法第23条は一体のものと言っても過言ではない。」「日本学術会議は、『学問の自由』の理念をいっそう発展させて、『社会のための科学』を追求する『科学者の社会的責任』を共有する『科学者共同体の代表機関』として組織され、活動を続けてきたのである。」(前掲論文36・42・43頁)
- (6) 以上のように、憲法23条の学問の自由の保障は、日本の科学者の代表機関としてその社会的責任を果たすことを法定された科学者集団(学問共同体)である学術会議に適用されることは明らかである。そしてそこで最も重要なのは、政治権力から独立した学問共同体としての自律性、なにかんづく人事の自律性である。

国家権力は、政治は、その人事に介入してはならない。学術会議の会員人事への政治介入の禁止は、憲法23条によって要請される憲法上の規律である。会員の選考は学術会議の判断に委ねられなければならない、法律上内閣総理大臣が行うものとされている会員の任命は、本来的に、名目的・形式的なものでなければならないのであって、内閣総理大臣はこれに容喙してはならないのである。

#### 4 本件任命拒否の違憲性

このように、学術会議の会員人事の自律性とそれに基づく学術会議の政治権力からの独立性の保障は、憲法23条による学問の自由の保障にほかならない。内閣総理大臣は、憲法規範の要請として、学術会議の人事に容喙してはならないのである。だから、1983年に任命制が導入された際に示された政府解釈、すなわち、内閣総理大臣の任命権はあくまで形式的な任命権にすぎず、専門的

・学術的な見地から学術会議が推薦した会員候補者について、内閣総理大臣はそのとおりに形式的な発令を行うのであって、推薦された者を拒否することはないとの有権解釈は、まさに憲法23条を体現し、学術会議法の規定と一体となって学術会議の自律性と独立性を保障するものである。

これを否定しようとした本件任命拒否と、これを正当化しようとする政府の法解釈の変更は、学問の自由を侵害し、憲法23条に違反するものとして許されない。

以 上